

佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条第2項の規定に基づき定める額は、以下のとおりとし、令和4年3月20日以後に公告等を行う案件から適用する。

職種名	1時間当たりの最低労働賃金単価(円)
特殊作業員	2,040
普通作業員	1,710
軽作業員	1,330
造園工	1,960
法面工	2,540
とび工	2,230
石工	2,610
ブロック工	2,500
電工	2,150
鉄筋工	2,270
鉄骨工	2,200
塗装工	2,460
溶接工	2,490
運転手(特殊)	2,430
運転手(一般)	1,990
潜かん工	3,520
潜かん世話役	4,180
さく岩工	3,120
トンネル特殊工	3,670
トンネル作業員	2,690
トンネル世話役	3,960
橋りょう特殊工	2,880
橋りょう塗装工	3,070
橋りょう世話役	3,470
土木一般世話役	2,400
高級船員	3,000
普通船員	2,300
潜水土	3,940
潜水連絡員	2,490
潜水送気員	2,530
軌道工	3,120
型わく工	2,600
大工	2,460
左官	2,490
配管工	2,010
防水工	2,360
板金工	2,250
内装工	2,470
ガラス工	2,350
ダクト工	2,030
保温工	2,240
設備機械工	2,450
交通誘導警備員A	1,450
交通誘導警備員B	1,260